

○文部科学省告示第二百三十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の五（同令第七十九条、第七十九条の八第一項、第八十九条第二項、第一百四十四条第一項、第一百三十一条第三項、第一百三十五条第二項及び第三百三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項に規定する教材の使用について次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

文部科学大臣 柴山 昌彦

第一条 学校教育法第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に基づき、同法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この条及び次条において「教科用図書」という。）に代えて同法第三十四条第二項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という。）を使用するに当たっては、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。また、当該教育課程において教科用図書に代えて教科用

図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないこと。

二 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業は次に掲げる基準を満たすものであること。

イ 児童又は生徒が一人につき一冊の当該教科用図書を使用することができるようにしておくこと。

ロ 児童又は生徒が一人につき一台の電子計算機において当該教科用図書代替教材を用いること。  
ハ 採光及び照明を適切に行うことその他児童又は生徒の健康を保護する観点からの適切な配慮がなされていること。

ニ 電子計算機その他の機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること。

三 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導方法の効果を把握し、当該指導方法の改善に努めること。

第二条 学校教育法第三十四条第三項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に基づき、教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用するに当たっては、前条各号（第一号後段を除く。）に掲げる基準に加え、次の各号

に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

一 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導において、児童又は生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、当該児童又は生徒に係る学校教育法施行規則第五十六条の五第三項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮がなされていること。

二 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一以上となる場合には、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

第三条 前二条の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により学校教育法施行規則第八十九条第一項、第三百三十一条第二項又は第三百三十九条第一項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

#### 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。